

会員規約

適用範囲

第 1 条

本規約は、Team HIROKI 事務局（以下「当局」といいます。）が運営する田中裕基公認後援会「Team HIROKI」（以下「本会」といいます。）及び本会公式サイト（以下「公式サイト」といいます。）に関して、第 4 条に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。

当局からの通知

第 2 条

1. 当局は、会員に対し必要な通知事項（本規約を含む）を、随時、メールにて通知します。
2. 前項の通知事項は、公式サイトにて併せて行います。

本規約及び本会のサービスの内容及び変更

第 3 条

1. 当局は、本規約及びサービス（情報提供、記念品の贈呈等の各種サービスを指し、以下、それらを総称して「本サービス」といいます。）の内容を、会員の了承を得ることなく、本規約及び本サービスの目的に反せず、必要かつ相当な範囲内において、変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当局から会員に対する告知は、当局が別途定める場合を除き、メールでの通知を行った段階より生じるものとします。
3. 会員は、本サービス及び公式サイトについて、会員が利用している端末、OS のバージョン、その他利用環境等によって利用できないことがあることを予め承諾するものとします。

会員

第 4 条

1. 本規約における「会員」とは、第 6 条所定の本会への入会申込を行い、当局が第 7 条により入会を承諾した個人をいいます。
2. 会員は、当局が定める本サービスを利用できるものとします。

入会資格

第 5 条

入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することができません。

- (1) 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (4) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当局が認める場合

- (5) 入会申し込者が会費などの支払いを怠った場合
- (6) その他、会員として不適当であると当局が認める場合

入会申込

第 6 条

1. 本会への入会申込は、本規約の内容に合意いただける方のみが、別途定める方法で行うものとします。なお、本規約で「入会申込者」とは、本会への入会を希望し、本条所定の入会申込を行った方で、当局の承諾を受ける前の方をいいます。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。

入会の承諾及び会員資格の取消

第 7 条

1. 当局は、前条の入会申込者が第 5 条の事項のいずれにも該当しない場合に、その申込を承諾します。
2. 当局からの承諾の意思表示は、本サービスの提供をもって行い、入会申込者がこれらのいずれかを受領したときから会員資格を得て本サービスを利用することができるものとします。
3. 前項の承諾後に会員が第 5 条の事項のいずれかに該当していることが判明した場合、当局は、会員へ事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
4. 前項の規定により当局が当該会員の会員資格を取り消した場合、第 15 条第 3 項に定めるとおり年会費は返却しません。

会員の募集及び有効期間

第 8 条

1. 当局は、当年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までを 1 シーズンと呼び、会員の募集はシーズンごとに行います。
2. 会員資格の有効期間は、該当するシーズンに対して入会を認められた時点から翌年の 2 月末日までになります。
3. 1 シーズンへの入会申込ができる期間は、当年 12 月 31 日までです。

会員証

第 9 条

1. 当局が第 7 条第 1 項の承諾をする場合も、会員証の発行及び貸与は行いません。

会員個人情報の変更

第 10 条

1. 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等入会申込時の記載事項に変更があった場合、速やかに当局所定の方法により届け出ることとします。

2. 入会申込時の記載事項及び 1 の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当局は一切の責任を負いません。

会員資格の終了

第 11 条

1. 会員の会員資格は、以下の事由のいずれかに該当する場合、終了するものとします。

- (1) 当局所定の手続きを行い、本会を退会した場合
- (2) 第 7 条第 3 項に従い、当局が会員の会員資格を取り消した場合
- (3) 会員が死亡した場合

自己責任の原則

第 12 条

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当局に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当局は一切の責任を負いません。
3. 会員は他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当局は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、当局に故意又は重過失がある場合を除き、損害賠償義務を負わないものとします。
5. 当局以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当局はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

営業活動の禁止

第 13 条

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

その他の禁止事項

第 14 条

会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当局又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 当局又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 当局又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (7) 本会の運営を妨げる行為
- (8) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそのおそれがある行為

年会費

第 15 条

1. 第 8 条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、当局は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
2. 会員は、1 に定める年会費等を当局の定める方法により支払うものとします。
3. 当局は、第 17 条に定める場合を除き、第 11 条の規定により有効期間内において会員資格が終了した場合を含み理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
4. 年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員が負担するとします。

免責事項

第 16 条

1. 次に規定する事情により当局の業務が停止したときには、当局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当局はその責を負わないものとします。
 - (1)天変地異（大地震、大火災、大水害等の災害を含むが、これらに限らない）、疫病、戦争、暴動、内乱、労働争議、輸送機関の事故、テロリズム、公権力の命令、法令の制定改廃、新型コロナウイルス等の指定感染症の感染拡大防止又はこれに類する状況において、行政機関又は一般社団法人日本ゴルフツアー機構からなされた自粛要請、当局の局員が新型コロナウイルス等の指定感染症に感染し、若しくは感染が疑われると合理的に認められる場合であって、当該状況において、当局の業務又は本サービスの提供が著しく困難となった場合
 - (2)通信事業者、電気供給事業者、配送業者又は当局の委託先の責めに帰すべき事由がある場合
 - (3)ハードウェア、ソフトウェア等の当局が直接外部から認識しえない事情による場合
 - (4)その他当局の責めに帰すことのできない事由
2. 次に規定する事情により本サービスの提供が停止し、又は中断の必要が発生した場合、当局は、会員に事前に通知をすることなく、一時的に本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。この場合、当該事情に起因して会員又は第三者に発生した損害について当局はその責を負わないものとします。
 - (1)システムメンテナンス、バージョンアップ等のために必要な場合
 - (2)前項に定める事情や火災・停電等により本サービスの提供ができなくなった場合

(3)その他、運用上又は技術上、当局が本サービスの中断が必要と判断した場合

本会の終了

第 17 条

1. 当局は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当局の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を終了することができます。
2. 1 の場合、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

会員情報の取扱い

第 18 条

当局は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」といいます。）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。

会員情報の利用目的

第 19 条

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- (1) 本会の会員向け記念品等の商品発送等本サービスの提供
- (2) 本会及び本サービスに関するお客様サポート
- (3) 当局のサービス等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること

個人情報の第三者提供

第 20 条

当局は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場所を除き、当局が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当局が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

会員の肖像等の使用

第 21 条

1. 当局は、当局が会員に対してイベント型の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことがあります。
2. 会員が 1 について承諾できない場合は、1 の特典への参加ができない場合があります。

準拠法

第 22 条

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

合意管轄

第 23 条

会員は、会員と本局に関わる紛争（調停による裁判手続きを含む）が生じた場合、本局の所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

問合わせ先

第 24 条

本会、本規約についてのお問合わせは、次の宛先までお願いします。

〒571-0017

大阪府門真市四宮 6 丁目 6 番 8 号

株式会社オーシャン総合企画 Team HIROKI 事務局

TEL072-813-3000（10:00～17:00 年末年始は休業）

公式サイト

第 25 条

本規約に基づく通知事項は、下記の公式サイトに記載します。

URL <https://www.team-hiroki.com/>

組織構成

第 26 条

田中裕基公認後援会 Team HIROKI

発起人 辻 洋三（代表）・山崎 隆・松本 寿一

本局局長 吉原 賢二

附則

本規約は、2023 年 2 月 1 日から施行します。